

## 湯河原町住宅用スマートエネルギー設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの有効的な活用を促進し、環境負荷の少ない生活様式の普及を図ることにより、地球温暖化防止に寄与することを目的として、住宅用スマートエネルギー設備を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、湯河原町補助金等交付規則（昭和43年湯河原町規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 補助金の対象とする住宅用スマートエネルギー設備は、別表第1に掲げる設備（未使用のものに限る。以下「対象設備」という。）とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内において自ら居住するための住宅（店舗等併用住宅を含む。）に対象設備を新たに設置する者又は対象設備付新築住宅を購入する者で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 補助金の交付申請までに当該住宅の住所地に住民基本台帳の記録を有すること。
- (2) 町税等（湯河原町特定滞納者に対する特別措置に関する条例（平成20年湯河原町条例第1号）別表第1に掲げる歳入をいう。）に滞納がないこと。
- (3) 対象設備の普及促進に協力することができること。

2 補助金の交付は、補助金の交付対象者1人につき対象設備ごとに1回限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 太陽光発電システム 太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力値（キロワット表示とし、小数点以下第3位を切り捨てた値）に1万5,000円を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、5万2,000円を上限とする。
- (2) HEMS HEMS導入費の1/2以内とし、1万円を上限とする。
- (3) 定置用リチウムイオン蓄電池 定置用リチウムイオン蓄電池導入費の1/2以内とし、5万円を上限とする。
- (4) V2H V2H導入費の1/2以内とし、5万円を上限とする。

(申請予定の届出)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、対象設備を設置する前に補助金交付申請予定届出書（様式第1号）を町長に提出し、事前に確認を受けなければならない。

(申請予定の届出の取下げ)

第6条 前条の規定により事前に確認を受けた者が、申請予定の届出を取

り下げる場合は、速やかに補助金交付申請予定届出取下書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

（交付申請）

第7条 第5条の規定により事前に確認を受けた者は、対象設備の設置後、補助金交付申請書（様式第3号）に別表第2に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第5号）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、それぞれ通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金交付請求書（様式第7号）により、速やかに町長に補助金を請求するものとする。

（補助金の交付時期）

第10条 補助金の交付時期は、当該補助金の交付請求後1月以内とする。

（現地調査）

第11条 町長は、補助対象事業を適正に執行するため、対象設備の設置状況を設置場所において調査することができる。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件その他この要綱に違反したとき。

（財産処分等の制限）

第13条 対象設備のうち、HEMSについては、補助金の交付決定の日から起算して5年以上、その他の対象設備については、補助金の交付決定の日から起算して10年以上所有し、使用しなければならない。

（変更等の承認）

第14条 前条の規定にかかわらず、事故その他やむを得ない事由により対象設備を使用することができなくなった場合又は廃止する場合は、その理由を記載した書類を提出し、町長の承認を受けなければならない。

（協力等）

第15条 町長は、当該補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて利用状況等の資料提供その他協力を求めることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1（第2条関係）

対象設備	補助対象要件
太陽光発電システム	住宅の屋根等に設置される太陽光で発電する設備であって、次に掲げる要件を全て満たす設備 (1) 低圧配電線と双方向に連系するものであること。 (2) 太陽電池モジュールの公称最大出力値が10キロワット未満であること。
H E M S	次の要件を全て満たす機器 (1) 経済産業省において認定されたH E M S 標準プロトコルを実装した機種であること。 (2) 電力使用量等を表示できる機能を備えた製品であること。
定置用リチウムイオン蓄電池	経済産業省「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）支援事業」の蓄電システムに登録された設備であること。
V 2 H	住宅の分電盤に直接接続し、コネクタを電気自動車又はプラグインハイブリット自動車（以下「電気自動車等」という。）の充電ポートにつなぎ、電気自動車等に搭載する駆動用のリチウムイオン電池に蓄えた電気を住宅へ供給できる設備（電気自動車等を所有している者に係わるものに限る。）であること。

別表第2（第7条関係）

対象設備	申請時に必要な添付書類
太陽光発電システム	(1) 太陽光発電システムの設置に関する契約書の写し又は太陽光発電システム付住宅売買契約書の写し (2) 電力会社と締結した電力受給契約が確認できる書類の写し又は電力会社と低圧連携したことが確認できる書類の写し (3) 太陽光発電システムの設置状況を示す写真 (4) 当該住宅に共有者が存在するときは、共有者全員の同意書（様式第4号） (5) 太陽光発電システムを設置した建物の位置図

	<p>(6) 太陽光発電システムの仕様書の写し（太陽電池モジュールの型式、最大出力値、使用枚数等が明記されているもの）</p> <p>(7) その他町長が必要と認める書類</p>
HEMS	<p>(1) HEMSの仕様書（カタログ等でも可）</p> <p>(2) 出荷証明書、保証書の写し又はこれに準ずるもの</p> <p>(3) HEMSの設置状況を示す写真</p> <p>(4) HEMS導入費の支払を証する書類の写し（※）</p> <p>(5) その他町長が必要と認める書類</p>
定置用リチウムイオン蓄電池	<p>(1) 定置用リチウムイオン蓄電池の仕様書（カタログ等でも可）</p> <p>(2) 出荷証明書、保証書の写し又はこれに準ずるもの</p> <p>(3) 定置用リチウムイオン蓄電池の設置状況を示す写真</p> <p>(4) 定置用リチウムイオン蓄電池導入費の支払を証する書類の写し（※）</p> <p>(5) その他町長が必要と認める書類</p>
V2H	<p>(1) V2Hの仕様書（カタログ等でも可）</p> <p>(2) 出荷証明書、保証書の写し又はこれに準ずるもの</p> <p>(3) 設置後のV2Hと電気自動車等の接続が確認できる写真</p> <p>(4) 電気自動車等の車検証の写し</p> <p>(5) V2H導入費の支払を証する書類の写し（※）</p> <p>(6) その他町長が必要と認める書類</p>

(※) 支払を証する書類の写しについて、複数の対象設備の導入費用を一括して発行されている場合は、当該支払を証する書類の写し1部に、個々の対象設備の支払額が分かるよう内訳書を添付しなければならない。

(※) リースでの導入の場合、リース会社が発行する当該リースの支払総額が分かる書類の写し1部を提出しなければならない。なお、複数の対象設備の導入費用を一括してリース費用の総支払額としている場合は、個々の対象設備のリース支払額が分かるよう内訳書を添付しなければならない。